

低圧電気取扱者 (法定学科特別教育)

講習会開催のご案内

主催 一般社団法人 名北労働基準協会

<ご案内>

労働安全衛生法第59条第3項、同規則36条第4号の規定により、事業主は低圧電気取扱業務に就く労働者に対し、安全にかかる特別教育を行うことが義務づけられています。

低圧（直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600ボルト以下である電圧をいう）の充電電路の敷設、もしくは修理の業務または配電盤室、変電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の義務が特別教育の対象になっています。

近時、死亡災害を含む感電災害等の発生を見ていることから、この機会に当協会では事業者には代わって、次のとおり講習会を実施いたしますのでご案内いたします。

●日時

①平成29年 9月22日 (金)

②平成30年 1月18日 (木) のいずれか1日

午前9時00分 ~ 午後5時10分 (昼休憩40分)

●会場

一般社団法人 名北労働基準協会 3階 大会議室

名古屋市北区清水1-13-1 TEL (052)961-1666

※ 受講票と一緒に会場地図をお送りいたします。

※ 会場には受講者専用駐車場がありません。公共交通機関でお越しください。
車にてお越しの場合は、近隣に格安駐車場があります。

充分時間を見ていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

【講習内容】

- ・低圧の電気に関する基礎知識
- ・低圧の電気設備に関する基礎知識
- ・低圧の安全作業用具に関する基礎知識
- ・低圧の活線作業及び、活線近接作業の方法
- ・法令及び安衛則中の関係条項

<申込要領>

対象 低圧電気取扱者 (満18歳以上)

※ 年齢制限がございますのでご注意ください。

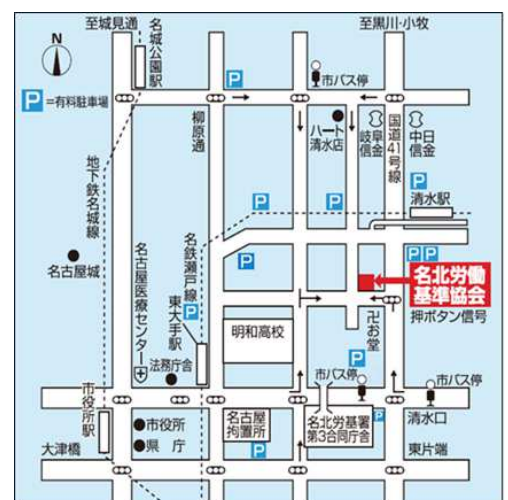
定員 50名 (定員になり次第締め切ります)

会費 会員 9,250円 非会員 12,340円

(テキスト・資料代・昼食代・消費税を含みます)

その他 講習修了者には「修了証」を交付します。

会場略図



※講習会のお申込み受付は、(一社)名北労働基準協会の協会員を優先いたします。

